



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年3月25日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
カインズホーム駒ヶ根店  
駒ヶ根市赤穂920-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社カインズ  
埼玉県本庄市東富田88-2
- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の住所  
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名	住所
株式会社カインズ	土屋 裕雅	群馬県高崎市高関町380

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名	住所
株式会社カインズ	土屋 裕雅	埼玉県本庄市東富田88-2

- (2) 小売業を行う者の名称等  
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名	住所
株式会社カインズ	土屋 裕雅	群馬県高崎市高関町380

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名	住所
株式会社カインズ	土屋 裕雅	埼玉県本庄市東富田88-2

- 4 変更した年月日  
平成24年10月5日
- 5 届出年月日  
平成25年3月8日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県商工労働部経営支援課又は長野県上伊那地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間  
平成25年3月25日から平成25年7月25日まで
- 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

- 9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県上伊那地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年3月25日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
カインズホーム駒ヶ根店  
駒ヶ根市赤穂920-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社カインズ  
埼玉県本庄市東富田88-2

- 3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗の店舗面積の合計

(変更前) 4,550㎡

(変更後) 5,280㎡

- (2) 駐車場の収容台数

(変更前) 185台

(変更後) 160台

- 4 変更年月日  
平成25年11月9日
- 5 届出年月日  
平成25年3月8日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所  
長野県商工労働部経営支援課又は長野県上伊那地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間  
平成25年3月25日から平成25年7月25日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県商工労働部経営支援課又は長野県上伊那地方事務所商工観光課

経営支援課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年3月25日

長野県知事 阿部守一

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

A・コープあいぱん飯田店  
飯田市桐林1040-2 ほか

### 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

みなみ信州農業協同組合  
飯田市北方3852-22

### 3 変更事項

駐車場の自動車の出入り口の数及び位置

	変更前	変更後
入口	4	6
出口	4	6
計	8	12

### 4 変更年月日

平成25年3月19日

### 5 届出年月日

平成25年3月8日

### 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県下伊那地方事務所商工観光課

### 7 縦覧の期間

平成25年3月25日から平成25年7月25日まで

### 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

### 9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県下伊那地方事務所商工観光課

経営支援課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年3月25日

長野県知事 阿部守一

### 1 入札に付する事項

#### (1) 入札の対象とする保険契約

県管理の国道及び県道並びに県の代行業業区間における道路上の事故の損害賠償に対応するための道路損害賠償責任保険契約

### (2) 保険の内容

ア 種類	道路損害賠償責任保険	
イ 保険対象道路	県管理の国道及び県道（平成24年4月1日現在 5,166.0km） 県の代行業業区間（平成25年1月1日現在 9.6km）	
ウ 対人賠償限度額	1名につき	1億円
	1事故につき	5億円
エ 対物賠償限度額	1事故につき	4,000万円
オ 免責金額	0円	

### (3) 保険期間

平成25年4月24日午後4時から平成26年4月24日午後4時まで

### (4) 入札方法

保険料の総額について行います。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格とします。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- 過去5年以内に国又は地方公共団体との道路損害賠償責任保険の契約実績を有する者であること。

### 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県建設部道路管理課  
電話 026 (235) 7301

### 4 入札手続等

- 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成25年4月9日（火）午前11時  
イ 場所 長野県庁 議会棟（増築棟）501号会議室
- 郵便入札の可否  
郵便による入札は、受け付けません。
- 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年4月2日（火）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、

開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

道路管理課

公告

小諸市御牧原土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成25年3月25日

長野県佐久地方事務所長 松本有司

理事

新任

氏名	住所
前田 淳夫	小諸市大字大久保840番地
大井 理紀夫	小諸市大字大久保2040番地19
小林 直聖	小諸市大字乙1222番地2
望月 万博	小諸市大字山浦2747番地
掛川 邦雄	小諸市大字山浦1783番地2
小林 紀彦	小諸市大字山浦1665番地
山浦 好文	小諸市大字山浦659番地
清水 房雄	小諸市大字山浦180番地
山浦 淳一	小諸市大字大久保2426番地336
宮崎 玲治郎	小諸市大字大久保2180番地4

重任

氏名	住所
依田 完造	小諸市大字大久保39番地
丸山 忠好	小諸市大字大久保2143番地15
清水 清利	小諸市大字山浦609番地1
大江 伸剛	小諸市大字大久保2006番地2

退任

氏名	住所
清水 武司	小諸市大字大久保2194番地
前田 衛	小諸市大字大久保819番地

山浦 昭和	小諸市大字山浦758番地
望月 光男	小諸市大字山浦2788番地
小林 武	小諸市大字山浦2866番地
掛川 三代志	小諸市大字山浦1781番地
小林 幸雄	小諸市大字山浦1746番地
清水 雄二	小諸市大字山浦72番地
丸山 健	小諸市大字大久保1509番地2
丸山 隆雄	小諸市大字大久保2426番地

監事

新任

氏名	住所
笹沢 正春	小諸市大字大久保1357番地1
小林 幸雄	小諸市大字山浦1746番地
山浦 利夫	小諸市大字山浦324番地
柳沢 基之	小諸市大字大久保2426番地1415

退任

氏名	住所
大井 和郷	小諸市大字大久保1328番地の1
掛川 幸範	小諸市大字山浦1880番地2
清水 房雄	小諸市大字山浦180番地
小林 牧男	小諸市大字山浦5388番地

農地整備課

公告

長野市による豊栄地区の土地改良事業の施行に伴う換地計画認可申請は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成25年3月25日

長野県長野地方事務所長 望月孝光

- 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 縦覧の期間  
平成25年3月26日から平成25年4月22日まで
- 縦覧の場所  
長野市役所

農地整備課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定をしたので、同条第6項の規定により次のとおり公告します。

平成25年3月25日

長野県佐久地方事務所長 松本有司

対象区域	認定年月日	対象区域等の縦覧場所
佐久市大字小田井字前藤部603-1、603-4、603-5、603-6、603-7、604-2、604-3、606-3、606-4、607-1、607-2、608-1、608-2、608-3、608-4、609、610-2、612-3、613-2、613-3、613-4、613-5、613-6、614-2、615-4、615-5、615-6、625、626-1、626-6、626-7、628-3、629-3、630-4、630-5、631-3、631-4、632-3、633-4、634-3、634-4、635、636-1、636-2、637、638-1、638-3、638-4、639-1、639-3、639-4、639-5、639-6及び639-7並びに字笹沢651-1、651-2、651-3、652、653-1及び653-3並びに大字岩村田字東曾根1-1、1-2、2-1、2-3、2-4、2-5、2-6、2-7、3-1、3-3、3-4、3-5、4-1、4-3、4-4、4-5、4-6及び4-7並びに字上曾根43-1、43-2、43-8及び43-9 北佐久郡御代田町大字御代田字前藤部1167-3、1168-2、1169-1、1169-2、1170-1、1170-2、1171-1、1171-2、1171-3、1171-4、1171-5、1174-1、1174-4、1175-1、1175-2、1178及び1179-1	平成25年3月12日	長野県佐久地方事務所

建築指導課

公告

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しました。

平成25年3月25日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 山本浩司

名称	所在地	指定年月日
鳳商会	上田市芳田1624番地1	平成25年3月15日

企業局

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成25年3月25日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有し、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃（以下「猟銃等」という。）を所持する者であって、同号の規定により新たに猟銃等の所持の許可を受けようとするもの又は法第7条の3第1項の規定により猟銃等の許可の更新を受けようとするもの。

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
5月8日(水)	午後1時から午後4時まで	須坂会場	須坂市大字須坂747番地イ 須坂市中央公民館	40名
5月12日(日)	午後1時から午後4時まで	上田会場	上田市上田原1640番地 上田創造館	50名
5月22日(水)	午後1時から午後4時まで	伊那会場	上伊那郡箕輪町大字中箕輪10284番地1 箕輪地域交流センター	60名
5月29日(水)	午後1時から午後4時まで	安曇野会場	安曇野市穂高5047番地 安曇野市穂高会館	60名

3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙（申込書1通にはり、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

- (1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。
- (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。
- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活環境課

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、長野県知事、長野県教育委員会及び長野県公安委員会から、平成24年3月12日付けで包括外部監査人鶴川正樹氏から提出のあった平成23年度包括外部監査の結果に関する報告に基づき、次のとおり措置を講じた旨通知がありましたので、同項の規定により、これを公表します。

平成25年3月25日

長野県監査委員 吉澤直亮  
 同 田口敏子  
 同 上野紘志  
 同 風間辰一

- 1 監査の対象となった事件名  
 出資等外郭団体に関する財務事務について
- 2 措置の内容等

事項 (報告書の記載ページ)	監査の結果等(要旨)	措置等の内容(担当機関)
I 総論		
改革基本方針の進捗状況の評価について【意見】 (p33)	<p>指定管理者制度導入による影響を除いた外郭団体への派遣職員数は、平成20年度の94人から平成23年度の71人へ23人の減少となっている。派遣職員数には一定の効果ができていると評価することができる。今後は、人的な支援についても、県の関与の度合いによって目標値を設定して団体の自主性を高めることが必要である。</p> <p>県のOB職員数は、平成19年度95人から平成23年度124人に増加しており、OB職員の活用がされている。役員の場合の報酬は、おおむね県の規定の限度額となっており、県を部長級で退職した職員でも年間3百万円以内と低い水準となっている。こうした取扱いは、各団体にとっては低い報酬で必要な知識や経験を得ることができるという面があり、今後も引き続きこうした取扱いを続けていくことが必要である。</p> <p>県の債権としては、平成21年度決算ベースの数値では、貸付金が7,702百万円、出えん金・出資金が34,917百万円、損失補償残高が12,890百万円ある。貸付金の回収、出えん金・出資金の返還、損失補償の削減が課題である。</p>	<p>平成24年3月に策定した「長野県行政・財政改革方針」の中で、県の人的・財政的な関与について、団体の経営状況を踏まえ、引き続き見直しを行い、最適化を図る旨を位置付けており、人的な支援については、県の関与の度合いによって毎年必要性を精査するとともに、派遣年限を設定するなど、大枠では縮減の方向で団体の自主性を高めるよう努めます。</p> <p>県のOB職員の活用については、上記行政・財政改革方針において、これまで各団体の求めに応じて県退職職員等を紹介してきた役員等の職について今後は原則として公募による採用ができないか各団体に要請し、公正性や透明性の確保に努めることとしており、県や団体の意向のみではなく、各団体が必要な知識や経験を得ることを目的として採用を行う中で県OB職員が役職員に就任し、活用が図られることもあると考えます。</p> <p style="text-align: right;">(行政改革課)</p>
指導監督対象団体の考え方【意見】 (p45)	<p>外郭団体の設立目的と活用のメリットを十分に達成・発揮し、自立的な経営を促進するために、県として重点的に指導監督を強化すべき団体と、主に所管課が指導監督して結果報告を受ければよい団体に分けることが効率的・効果的であると考える。例えば、県として、指導監督の対象団体を2つの概念に区分して、県が全庁的な立場から指導監督する団体（「監理団体」）と所管部局が管理する団体（「報告団体」）に分けることが考えられる。</p>	<p>平成25年2月改訂の、長野県出資等外郭団体「改革基本方針」に、外郭団体に対する指導・監督の考え方を追記し、その中で外郭団体を「監理団体」（総務部が重点的に指導・監督する団体）と「報告団体」（各部局において指導・監督を行う団体）とに区分し、それぞれの団体の実情に応じた指導・監督を行う旨を位置付けました。</p> <p style="text-align: right;">(行政改革課)</p>
監理団体・報告団体の区分【意見】 (p46)	<p>県としては第三者委員をメンバーとする経営委員会を設置するなどして、総合的な判断で決定することを望むものである。</p>	<p>上記の外郭団体に対する指導・監督の考え方及び団体の区分については、平成24年度に設置した外部有識者6名からなる「長野県外郭団体等検討委員会」において議論をしていただき、了解を得ています。</p> <p style="text-align: right;">(行政改革課)</p>
外郭団体の経営評価について【意見】 (p49)	<p>監理団体への支出については、総務部が、事業効果、効率性に加え、県と団体との役割分担の観点から、団体が事業を実施する妥当性や実施内容の適正性を検証することが有用である。</p> <p>団体の経営責任を明確化するために、中期計画及び年度計画の経営目標（数値目標）を設定し、達成状況の評価・公表をすることで、県の改革方針の進捗状況を管理することが必要である。特に、毎年度、経営評価が可能になるような財務的な目標値を設定することが必要である。</p>	<p>平成24年3月に策定した「長野県行政・財政改革方針」において、外郭団体の評価システムを含めた運営状況の公表のあり方について検討を進めることとしており、団体が事業を実施する妥当性や実施内容の適正性、財務指標の設定などを加えた評価システムの見直しについて平成25年度中に検討を行います。</p> <p style="text-align: right;">(行政改革課)</p>
外郭団体への支出評価の実施【意見】 (p49)	<p>外郭団体への支出を通じて実施する事業については、必要性や有益性、団体が実施する妥当性などを検証して、今後の方向性を公表することが望まれる。</p> <p>外郭団体への支出評価は、県が実施している事務事業評価あるいは予算査定との関係の中で検討することが有用である。</p>	<p>前述の評価システムにおいては、実績の評価とともに、今後の方向性も記載することを検討します。</p> <p>外郭団体への支出評価は現在でも予算査定の中で実施されており、今後も継続していきます。</p> <p style="text-align: right;">(行政改革課)</p>

<p>県の外郭団体出資金の返還の検討【意見】 (p49)</p>	<p>県の外郭団体に対する出資金は、34,867百万円ある(平成22年度末)。外郭団体においては、設立当初は、県の出資金等の資金運用によって、公益事業の原資あるいは法人運営の経費に充当してきたものであるが、低金利の状況の中で、このような運用形態は困難なものとなっている。団体が実施する公益事業に必要な資金は、県が補助金や委託費等として支出し、議会の審議を受け、結果を事後評価することが望ましい。また、県は、出資金の使途目的と成果を検証して、効果の低い出資金については、団体からの返還を検討することが必要である。</p>	<p>平成25年2月改訂の長野県出資等外郭団体「改革基本方針」に、県の外郭団体への出資金等の取扱いについて追記し、出資金等の使途目的と成果を検証の上、県の出資の目的が達成されたと認められる場合は、返還を含めた取扱いについて団体と協議を行うこととしています。 出資金等の資金運用のあり方等についても併せて協議を行い、必要に応じて財政支出のあり方を検討していきます。 (行政改革課)</p>
<p>県の外郭団体と市町村の外郭団体との役割分担【意見】 (p49)</p>	<p>県と市町村で類似の外郭団体が存在して、サービスを提供している事例が少なくない。社会福祉関連団体、消防協会、体育協会、地域地場産業振興センター等は、市町村や民間に類似活動をしている団体がある。県の施策の中で、外郭団体と市町村、市町村の外郭団体との役割分担を検討することが必要である。</p>	<p>平成24年3月に策定した「長野県行政・財政改革方針」において、外郭団体の評価システムを含めた運営状況の公表のあり方について検討を進めることとしています。 この評価システムの中に、役割分担の適切性を評価する項目を設けることを平成25年度中に検討します。 (行政改革課)</p>
<p>今後の外郭団体の役割と活用について【意見】 (p50)</p>	<p>県としては、団体の経営改革を進めるとともに、新しい行政ニーズや県が直接実施する業務の中で、サービス向上や効率化の観点から、外郭団体へ事業移管などを進め、行政支援・補完機能の拡大を図ることも必要である。その場合、県の施策と社会状況の変化に応じて不断の検証を行うことが必要であり、事業評価においても、事業の効率性や効果だけでなく、その事業を団体が実施することの妥当性も評価の対象に加えることが必要である。</p>	<p>平成24年3月に策定した「長野県行政・財政改革方針」において、外郭団体の評価システムを含めた運営状況の公表のあり方について検討を進めることとしており、団体が事業を実施する妥当性や実施内容の適正性、財務指標の設定などを加えた評価システムの見直しについて平成25年度中に検討を行います。 (行政改革課)</p>
<p>経営状況について【意見】 (p51)</p>	<p>環境の変化及び中期的な経営の視点の欠落から、将来的には県民負担の増加につながる団体が少なくない。その原因としては、環境の変化だけでなく、経営構造の変化も大きい。そのような変化に対して経営のスピードに欠けていることが指摘できる。県の判断へ依存するのではなく、自律的に経営計画を策定し県に働きかけることが必要である。</p>	<p>各団体が主体的・自律的に経営計画を策定した上で、計画に基づいた事業運営を行うとともに、環境の変化に対応して適時適切に見直すことが重要と考えます。 (行政改革課)</p>
<p>資金運用について【意見】 (p52)</p>	<p>今回の監査では、仕組債が9団体で総額6,611百万円保有されていると判断した(平成22年度決算ベース)。仕組債の購入に当たって、そのリスクを理解・評価したうえで、購入したのかどうかは疑問であり、経営上のリスク管理体制が機能していたとは言えない。県としては、監査対象外の5つの県出資等外郭団体を含めて、全ての団体に対して実態調査を行い、点検と指導を行う必要がある。今後の対策としては、仕組債によっては、時価が額面割れしているものが少なくないため、直ちに売却するというのではなく、額面を回復してきた段階で売却を検討することが望まれる。外郭団体においては、県の資金運用のルールを参考にして、金融商品のリスク評価を適切に行い、資金運用の管理体制を整備することが必要である。県においても、外郭団体の自主的な運用に任せるだけでなく、県の公金管理基本方針の趣旨を外郭団体の経営者に周知し、適切な管理の対応を徹底するよう要請していくことが必要である。また、団体と県が協定等を締結した上で、資金運用に関する遵守規定を盛り込むことが必要である。</p>	<p>平成25年2月改訂の長野県出資等外郭団体「改革基本方針」に、仕組債への対応について追記し、資金運用に当たっては、県に準じた公金取扱方針を定めて運用するなど慎重な取扱いが望まれることから、新たな仕組債は購入しないなど適正なリスク管理に努めることや、元本保証のないものについては、市場動向に留意しつつ、額面を回復してきた段階で売却を検討することを位置付けました。 今後も実態調査を継続するとともに、より安全性の高い資金運用方法への転換など、団体の対応を見極めつつ、団体との間で資金運用に関する協定を締結することも含め、状況に応じた対応をとっていきます。 (行政改革課)</p>
<p>公益法人制度改革への迅速な対応 (p54)</p>	<p>公益法人制度改革への対応では、公益財団・社団法人へ移行済の団体又は移行を予定している団体が19団体、一般社団・財団法人へ移行済又は移行を予定している団体が9団体、現在検討中の団体が3団体ある。まだ検討中の団体にあつては、迅速な意思決定と準備が必要である。</p>	<p>平成25年2月1日現在で、すべての団体が公益法人制度改革への対応について意思決定を済ませ、準備を進めています。 (行政改革課)</p>
<p>一般社団法人・一般財団法人における県の公益事業の位置づけ【意見】 (p56)</p>	<p>一般社団法人・一般財団法人へ移行しようとする公益法人は、公益目的支出計画によって実施する事業については、県の施策に貢献するような事業を選択することが望まれる。外郭団体の公益事業として県の施策に貢献できる事業を選択し、県民負担を多少でも軽減して、収益事業の利益の一部を充当できないかを検討することが望まれる。</p>	<p>一般社団・財団法人へ移行する法人が実施する事業については、県の施策に貢献するような事業の選択が望ましいことはご指摘のとおりですが、収益事業の利益の一部について県の施策に貢献する事業への充当をルール化することは、団体の自立性を尊重する観点からは難しく、各団体の実情に応じて可能な対応を要請していきます。 (行政改革課)</p>

<p>一般社団法人・一般財団法人への出資金【意見】 (p56)</p>	<p>公益法人が、一般社団法人・一般財団法人に移行する場合、県からの出資金は、純資産の一部になるので、返還義務のある基金を除き、公益目的支出計画の対象となり、収支状況により、将来取り崩される可能性がある。移行に伴い、出資の目的が達成された場合、出資金が新しい法人の内部に留保されない場合には、県に出資金を返還するように求める必要がある。</p>	<p>平成25年2月改訂の長野県出資等外郭団体「改革基本方針」に、県の外郭団体への出資金等の取扱いについて追記し、出資金等の使途目的と成果を検証の上、県の出資の目的が達成されたと認められる場合は、返還を含めた取扱いについて団体と協議を行うこととしています。  (行政改革課)</p>
<p>II 個別団体各論 しなの鉄道株式会社</p>		
<p>「改革基本方針」への取組状況に係る監査人の評価【意見】 (p75)</p>	<p>平成23年3月に公表した、中期経営計画改定版に掲げられている経営目標のうち、財務的な目標は3項目ある。 ア 年間輸送人員：1千万人以上 イ 経常損益の黒字化 ウ 累積損失の解消 平成22年度は特別利益を計上した影響で当期利益を計上し、累積損失は解消され、経営目標を達成している。しかし、輸送人員の減少が見込まれる中で、平成24年度以降も、現状の財務体質を維持できるかは大きな課題である。</p>	<p>平成23年度は輸送人員が1千万人を回復する中で経常利益は1億円を上回り、繰越利益剰余金も2.2億円となりました。平成24年度も上半期の輸送人員はほぼ前年並みであり、年間でも前年並みの経常利益等を確保できる見込みです。 今後も、当社に対して、輸送人員の増加をはじめ収入の確保と経費圧縮に努め、財務体質の強化を図っていくよう要請するとともに、県としても、設備整備等に対して必要な支援をしていきます。 (交通政策課 新幹線・在来線企画室)</p>
<p>今後の課題【意見】 (p76)</p>	<p>長野以北並行在来線に関して、国等からの支援策を踏まえると経営が成り立つことが見込まれるが、実際に運営を続けていけば、県も、当初予定しなかった負担をせざるを得なくなることもあり得る。また、将来生じうる経営上の問題や資金面での課題等について、関係市町村を交え、十分な議論を行い、コンセンサスを得ておくことが重要である。</p>	<p>国からの支援策の具体化を踏まえて、当社では、本年度実施している需要予測調査結果とあわせて、あらためて収支を試算することとしており、この結果により、必要に応じて関係市町と協議していきます。  (交通政策課 新幹線・在来線企画室)</p>
<p>外郭団体に対する県の関与の状況【意見】 (p77)</p>	<p>長野以北の並行在来線を当社が引き受けるのであれば、引受け後の姿を想定して、中短期的な課題への対応方針を明確にしていくことが重要である。資金需要など中短期的な問題の所在と、その問題解決のために取り得る対策を明確化しておくことが望ましい。</p>	<p>当社では、長野以北並行在来線の経営引受けにあわせ、中期経営計画を見直ししており、この中で、資金需要を含め経営課題を明らかにして、対応を打ち出していくこととしています。 (交通政策課 新幹線・在来線企画室)</p>
<p>今後10年以内に(中長期的に)県民負担増加が予測されること【意見】 (p79)</p>	<p>当社は、平成17年度以降、黒字を計上しているが、輸送人員の減少に歯止めがかかっておらず、旅客収入は減少傾向にある。将来にわたって現在の収益構造を維持できるかどうかは不透明である。当社が長野以北の並行在来線の運営を担う場合、国からの新たな支援を踏まえ初期投資に対して県・沿線市町による補助を行うとしている。また、既存の軽井沢・篠ノ井間は、収支の悪化が進めば、将来には新たな公的支援が必要となる可能性も考えられる。</p>	<p>しなの鉄道の沿線人口は減少が予測されていますが、利用者の減少に歯止めをかけるための取組を引続き行うほか、事業構造の見直しを含め徹底的にコストを削減していくこととしています。 県としても、国の補助制度を活用し、関係市町と協調しながら鉄道施設の整備に対して必要な支援を行っていきます。 (交通政策課 新幹線・在来線企画室)</p>
<p>当社が取り得る対応(鉄道運賃の見直し)【意見】 (p79)</p>	<p>経営状況改善に向けて収益の拡大を図りつつ、費用の削減を図る必要がある。収益拡大のためには輸送人員の確保(増加)のほか、運賃の見直しという選択肢が考えられる。運賃値上げは、短期的には効果があるが、その効果は限定的である。また、当社の運賃は、並行在来線運営会社や県内の地方鉄道と比較すると相対的に低水準であるが、絶対的に低水準であると言い切れるものでもない。運賃値上げは最善の策とは言えず、実施にはより慎重な対応が必要である。</p>	<p>運賃については、当社における経営努力の取組、他の鉄道会社の状況等を見ながら、今後慎重に検討することが必要と考えています。 (交通政策課 新幹線・在来線企画室)</p>
<p>松本空港ターミナルビル株式会社</p>		
<p>「改革基本方針」への取組状況及び今後の課題に係る監査人の評価【意見】 (p85)</p>	<p>平成22年5月の日本航空(JAL)の撤退により、当社の経営状況は急激に悪化した。JAL撤退後、翌6月からフジドリームエアラインズ(FDA)が就航したものの、賃料収入が大幅に減少した。今後の増収、増益の目途はまだ立っておらず、今後とも当社の経営を取り巻く環境は極めて厳しい。現状のまま赤字経営が続けば、改革基本方針は、達成困難と言わざるを得ない。改革基本方針の見直しが必要である。</p>	<p>平成23年度決算においては、業務の見直しなどにより、キャッシュフローベースで黒字を確保しました。また、平成24年3月末に減損会計を適用するとともに、平成27年度を最終年度とする「中期経営改革プラン」を策定しました。同プランの実施により、平成27年度までに単年度収支の黒字化を目指すこととしています。 同プランを踏まえて、改革基本方針については、平成24年度における外郭団体等検討委員会での検討を経て、経営基盤の安定化に向けて見直しを行いました。  (交通政策課)</p>

<p>長野県の空港施策について(一般会計からの支出)【意見】 (p86)</p>	<p>信州まつもと空港の運営は、県の一般会計からの支出によって賄われており、松本空港ターミナルビルは、当会社によって運営されている(上下分離方式)。平成22年度信州まつもと空港の運営に係る収支は、差引625百万円の支出となっている。県の「信州まつもと空港の企業会計方式による試算」によると、平成22年度末の有形固定資産は8,214百万円、借入金は2,275百万円である。また経常的な収支は838百万円の赤字である。県の空港事業は多額の県民負担の上に行っていることから、事業の費用対効果について県民に説明する必要がある。</p>	<p>空港の役割、利用状況、収支決算状況等について、ホームページをはじめ各種広報媒体を通じて、積極的な情報提供に努めました。 (交通政策課)</p>
<p>長野県の空港施策と支援策【意見】 (p88)</p>	<p>県では、豊富な観光資源や、空港の立地条件を活用して、観光やビジネス需要を掘り起こし、又は空港活性化施策を充実させる必要がある。</p>	<p>県及び信州まつもと空港利用促進協議会では、誘客キャンペーンやターミナルビルでの物産展等の共催など当社と連携し、利用促進に取り組んでいます。 平成24年度は新たに「空港と松本駅を結ぶ直行バスの運行」、「松本山雅FCパネル展」、「県観光キャラクターとの年賀状撮影会」などを実施しました。 (交通政策課)</p>
<p>他県事例からの長野県への示唆【意見】 (p89)</p>	<p>県は、空港活性化施策と連動してターミナルビルの活性化を図っていく必要がある。観光資源が豊富で、松本は上高地観光の起点でもある。ターミナルビルの近隣には松本平広域公園があり、競技施設も整っている。県の空港施策をより充実させ、当会社と連携して経営の立て直しを行う必要がある。</p>	<p>平成23年度を初年度とする「中期経営改革プラン」を策定しました。同プランにおいて、賃料収入や広告看板収入の確保、営業支出の削減、ターミナルビルの環境整備などを掲げ、経営改善に取り組んでいます。 施設更新については、十分なメンテナンスに努めた上で、財政状況に応じて順次実施していく予定です。 (交通政策課)</p>
<p>経営の現状と課題【意見】 (p89)</p>	<p>現状のまま赤字が続けば、利益剰余金は5年でマイナスになり、それ以降は資本金を毀損していく。仮に、平成22年度末に有形固定資産に減損会計を適用すると、純資産の部が約105百万円になり、495百万円ある資本金のうち、390百万円が毀損することとなる。キャッシュベースの収支は、毎年3百万円程度の赤字が見込まれる。平成22年度末時点では現金預金残高が118百万円あるが、将来的には、更新・改修の資金負担に耐えられない場合も考えられる。中期経営計画と事業計画を作成して、抜本的な経営改革を検討することが必要である。</p>	<p>平成23年度を初年度とする「中期経営改革プラン」を策定しました。同プランにおいて、賃料収入や広告看板収入の確保、営業支出の削減、ターミナルビルの環境整備などを掲げ、経営改善に取り組んでいます。 施設更新については、十分なメンテナンスに努めた上で、財政状況に応じて順次実施していく予定です。 (交通政策課)</p>
<p>事業の継続性【意見】 (p90)</p>	<p>当会社が事業を継続するためには、現状の把握と経営の立て直しが最重要課題である。長野県の空港活性化施策と連動して、当会社自身が経営再建策を検討し、中長期経営計画を早急に策定する必要がある。また、当会社独自の増収案も検討すべきである。</p>	<p>「中期経営改革プラン」の実施により、経営改善は可能と見込まれることから、まずは同プランを着実に実行していきます。 (交通政策課)</p>
<p>経営再建プランの策定【意見】 (p91)</p>	<p>経営再建策として、次の4案が考えられる。 ア 当会社株式を第三者へ譲渡する。 イ 当会社に資金援助を行って、事業継続を支援する。 ウ 指定管理者制度を採用する。 エ 当会社を直営化し、県が空港と一体として管理する。 それぞれの案について、県民負担を比較検討の上、株主の意向も確認しながら、当会社の経営を見直す必要がある。</p>	<p>「中期経営改革プラン」の実施により、経営改善は可能と見込まれることから、まずは同プランを着実に実行していきます。 (交通政策課)</p>
<p>空港施設とターミナルビル施設の経営一体化と経営の民営化(コンセッション)【意見】 (p92)</p>	<p>県は、国管理空港の動向に注視しながら、空港関連企業と空港との経営一体化、民間への経営委託(コンセッション)ないし民営化を通じて、航空インフラの構築と維持の双方に、可能な限り「民間の知恵と資金」が投入されるような仕組みの構築を指向すべきである。県が保有している空港施設と当会社との経営一体化などについても、今後検討していく必要がある。</p>	<p>空港の一体的経営については、関連法案が今期国会に提出される見込みとなっています。引き続き、国管理空港等の動向を注視しながら、研究していきます。 (交通政策課)</p>